

京都市告示第317号

道路法第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成24年11月9日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点 点	重要な 経過地
1	洛北第三経24号線	左京区岩倉幡枝町429番地地先 同町422番地の2地先		
2	久世高田6号線	南区久世高田町376番地の5地先 同町376番地の1地先		
3	嵯峨野経69号線	右京区嵯峨野秋街道町48番地の4地先 同町50番地の4地先		
4	羽東師緯143号線	伏見区羽東師古川町647番地の16地先 同町630番地地先		
5	羽東師緯144号線	伏見区羽東師古川町647番地の7地先 同町584番地地先		

(建設局土木管理部道路明示課)